がん原性指針と有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則との関係

## 1 有機溶剤関係

がん原性指針対象物質のうち労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第6の2の有機溶剤(以下単に「有機溶剤」という。)に該当するもの(以下「有機則対象物質」という。)について、がん原性指針に規定する措置と有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。)の適用関係は次のとおり。

有機則対象物質 の単一成分の含 有量	有機則対象物質の 単一成分の含有量 と有機則対象物質 以外の有機溶剤の 含有量	有機溶剤業務 (有機則第1条第6号イ 〜ヲに掲げるものをい う。以下同じ。)	有機溶剤業務以外の 業務
1 %超	5%超	有機則対象範囲 ※ 1	<sub> </sub>
1 90 0년	5%以下	   が/ 	ん原性指針対象範囲   
1 %以下	5%超	有機則対象範囲	_
	5%以下	_	_

※1 有機則の適用があり、がん原性指針のうち3(1)、4(1)、5、6、7(1)が適用される。※1以外の範囲は有機則の適用はなく、がん原性指針のうち3(4)、4(3)、5、6、7(1)が適用される。

## 2 パラーニトロクロルベンゼン関係

がん原性指針対象物質のうちパラーニトロクロルベンゼンについて、がん原性指針に規定する措置と特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)の適用関係は次のとおり。

パラーニトロクロルベンゼンの	製造し、又は取り扱う業務
含有量	
5 %超	特化則対象範囲 ※ 2
1 %超	がん原性指針対象範囲 
1%以下	_

※2 特化則の適用があり、がん原性指針のうち3(2)、4(1)、5、6、7(1)が適用される。※2以外の範囲は特化則の適用はなく、がん原性指針のうち3(4)、4(3)、5、6、7(1)が適用される。

- 3 エチルベンゼンほか 12 物質関係
  - (1) がん原性指針対象物質のうちDDVPについて、がん原性指針に規定する措置と特化則 の適用関係は次のとおり。

DDVPの含有量	成形、加工又は包装の業務	成形、加工又は包装の業務 以外の業務
1 %超	特化則対象範囲	がん原性指針対象範囲 ※ 3
1%以下	_	_

- ※3 がん原性指針のうち、3(3)、4(2)、5、6、7(1)が適用される。
- (2) がん原性指針対象物質のうちエチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトン(以下「エチルベンゼンほか11物質」という。)について、当該指針に規定する措置と特化則等の適用関係は次のとおり。

エチルベンゼン	エチルベンゼン	特別有機溶剤業務	特別有機溶剤業務以外
ほか 11 物質の	ほか 11 物質、	<b>※</b> 5	の業務(エチルベンゼ
単一成分の含有	エチルベンゼン		ンを含有する製剤その
量	ほか 11 物質以		他の物に係るガソリン
	外の特別有機溶		スタンド等取扱業務を
	剤(※4)及び		除く。(※6))
	有機溶剤の含有		
	量		
1 %超	5%超	特化則対象範囲	<b>─ ─ ─ ─ ─ ─ ─ </b> がん原性指針対象範囲
	5%以下		<b>*8</b>
1%以下	5%超	一部有機則対象範囲 ※ 7	_
	5 %以下	_	_

- ※4 特化則第2条第1項第3号の2に定めるものをいう。
- ※5 特別有機溶剤業務とは、エチルベンゼンにあっては「塗装業務」、1,2ージクロロプロパンにあっては「洗浄・払拭の業務」、クロロホルム、四塩化炭素、1,4ージオキサン、1,2ージクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2ーテトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びメチルイソブチルケトンにあっては「有機溶剤業務」を指す。
- ※6 当該業務においてエチルベンゼンを取り扱う場合には、エチルベンゼンの含有量が 1%を超える場合であってもがん原性指針の対象とはならないこと。一方、当該業務に おいてエチルベンゼン以外のがん原性指針対象物質を取り扱う場合には、当該指針対象

物質に着目した指導が必要であることから、当該指針の対象となる可能性があること。 ※7 有機溶剤のみで含有量が5%を超える場合は、特化則ではなく、有機則の適用となる。

(例1) 有機溶剤6% +特別有機溶剤0.8% →有機則の適用

(例2)有機溶剤 4.5% +特別有機溶剤 0.8% →特化則の適用

※8 がん原性指針のうち、3(3)、4(2)、5、6、7(1)が適用される。

## 4 その他の物質関係

がん原性指針対象物質のうち上記1~3に掲げる物質以外の物質について、がん原性指針に 規定する措置の適用関係は次のとおり。

その他の物質の含有量	製造し、又は取り扱う業務
1 %超	
1%以下	_

※9 がん原性指針のうち、3 (4)、4 (3)、5、6、7 (2) 又は(3) が適用される。